二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘五毛
七年を超え八年以下	年八厘五毛
八年を超え九年以下	年九厘五毛
九年を超え十年以下	年一分五毛
十年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分三厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分五厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分六厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘五毛
七年を超え八年以下	年八厘五毛
八年を超え九年以下	年九厘五毛
九年を超え十年以下	年一分五毛
十年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分三厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分五厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分六厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百二十二号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「零」を「一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県美馬郡つるぎ町一宇字漆日浦五〇九六、五〇九七、五一〇二の二、五一〇三から五一〇七まで、五一一三、五一一五の一、五一一五の二、五一一八、五一二一、五一三二の一、五一三四、五一三五、五一三八の一、五一三九、五一四〇、五一四二、五一四四、五一四五、五一五五の一、五一五五の四から五一五五の七まで、五一五六、五一五七の一、五一五八の二、五一五九の一、五一七四、五一七九、五一八一、五一八六、五一八九、五一九七から五一九九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県薩摩郡さつま町求名字桑水流四一七一の一、四一七一の六、四一七一の七、四一八〇の一から四一八〇の四まで、四一八三、四一八八の一、四一八八の九、四一八八の一一、四一八九の一、四一八九の三、四一八九の乙一、字搦四二一八の一、四二一九、四二二〇の一から四二二〇の三まで、四二二〇の五、四二二〇の八、四二二〇の九、四二二一、四二二一の一、四二二二の一から四二二二の三まで、四二二三から四二二五まで、四二二六の一、四二二六の二、四二二七、四二二八の一、四二二八の二、四二二九、四二三〇の一から四二三〇の三まで、四二五八の一、四二七二の一、四二七二の三から四二七二の八まで、四二七二の一〇、字鴬多山四二九一の一、四二九一の二、四二九二の一、四二九二の二、四二九三の一、四二九五の一、四二九五の二、四二九七の二、四二九七の四、四二九八の一、四二九九、四三〇〇、四三〇〇の一、字道ノ尾四三三〇の一、四三三一の一、四三三一の二、四三三二の一、四三三三、四三四一の一、四三四二の一、四三四二の二、四三四九の一・四三五〇の一・四三五〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四三五〇の四、四三五〇の六、四三五二の一、四三五二の三・四三五二の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四三五二の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四三五三の九、四三五三の二、四三六四の一、四三六四の二、字上山ノ口四三六五、四三六六、四三六六の一、四三六七、四三六八、四三七二、四三七四、四三七五の一から四三七五の三まで、四三九五、字池平四三九六の一、四三九六の二、四三九八、四三九九、四四〇二の一、四四〇二の二、四四〇三、四四〇五、四四〇五の一、四四〇五の二、四四〇六の一から四四〇六の三まで、四四〇六の五、四四〇七、四四〇八の一から四四〇八の四まで、四四一〇の一から四四一〇の三まで、四四一一の一から四四一一の三まで、四四一三の一、四四一三の五、四四一五、四四一六の一、四四一六の二、四四一七、四四一八、四四二三、四四三五の二から四四三五の九まで、四四三六の一、四四四六から四四四八まで、四四四八の一、四四五〇の一から四四五〇の六まで、四四五一の一、四四五一の二、字横枕八七〇七の三、八七〇七の五、八七〇七の六、八七〇八から八七一〇まで、八七一〇の一、八七一二、八七一二の一、八七一三から八七一六まで、八七一六の二、八七一七、八七一七の一、八七一九、八七二〇、八七二〇の一、八七二二から八七二三まで、八七二三の一、八七二五から八七二七まで、八七二七の乙二、八七二八、八七二八の一、八七二九、八七三一、八七三一の一から八七三四の四まで、八七三九の一から八七三九の三まで、八七四一の一から八七四一の四まで、八七四二の一、八七四二の三、八七四四、八七四八、八七四九、八七五二、八七五四から八七五八まで、八七五九、八七六三の一、八七六四、八七六六、八七六六、八七六七、八七六七の一、八七六七の二、八七六八、八七七三の一、八七七三の二、八七七四、八七七五の一から八七七五の三まで、八七八一、八七八五の一から八七八五の五まで、八七八八の一、八七八八の二、八七八八の四、八七八八の五、八七八九、八七九二、八七九四の一、八七九四の二、八七九五、八七九五の一、八七九五の二、八七九六、八七九八の五、字上ノ段八八〇〇の一、八八〇〇の二、八八〇一、八八〇一の一、八八〇四、八八〇五の一から八八〇五の五まで、八八〇六、八八〇七の一から八八〇七の四まで、八八〇八、八八〇九の一から八八〇九の三まで、八八二〇から八八二二まで、八八二三の一、八八二三の二、八八二四の一、字岩下八八六〇の五、八八六三の一から八八六三の一三まで、八八七三の一七から八八七三の二一まで、字養毛田八八七四の一から八八七四の七まで、八八七五、八八七七、八八八一、八八八三の一、八八八三の二、八八八五から八八八七まで、八八八七の一、八八八七の二、字野中八九九六、八九九七、八九九七の一、